

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）にパートタイム労働者として雇用され、C店（以下「事業場」という。）においてハンバーガーの製造販売業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日未明、自宅寝室のベッドの上で、ヘリウムガスを吸引し、心肺停止状態であるところを母親に発見され、D病院に救急搬送されたが、同病院にて死亡が確認された。死亡診断書には、病死、自殺その他変死、中毒死の別「自殺」、病名「ヘリウム中毒」、死亡の年月日時「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の平成〇年〇月〇日付け意見書を始めとする医学的資料を踏まえた上で、被災者は、平成〇年〇月上旬にICD—10診断ガイドラインにおける「F32.0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」の出来事について

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者は認定基準別表1の具体的出来事として、①Fから必要以上の厳しい叱責を受け続けたこと、及び、②顧客からクレームを受けたという出来事があった旨を主張している。

（ア）①の主張について、各関係者の申述からは、被災者は他のアルバイトに比べてミスが多く、ミスの中には食品衛生上看過できない行動が含まれていたこと等もあって、これらミスに対しFから度々指摘を受けていたことが認められる。

もともと、一件記録を精査するも、上記指摘の内容が業務指導の範囲を逸脱したものであったとの事実は確認できず、また、被災者が強い叱責等を受け、周囲に客観的に認識されるような対立が生じていたとも認められていない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、上記出来事は被災者のミスに対する業務指導の範囲内の指導であるとみるのが相当であり、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

（イ）また、②の主張についてみると、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめて検討したが、各関係者の申述を含む一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、会社の経営に影響するほどの重大性等は無く、被災者へのペナルティや責任追及の事実も認められず、事後対応に困難を要してもいないこと等から、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

（ウ）上記のとおり、当審査会としても、被災者には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つ認められるものの、恒常的な長時間労働もなく、その全体評価は「強」には至らないものと判断する。

（4）請求人らは、被災者は「マネージャーに昇格して責任が増えたこと」、「QRコードの業務を任されたこと」及び「診断書提出後も勤務を継続させられていた」という出来事があり、これらにより被災者は自殺に至った旨主張するが、決定書理由に説示するとおり、いずれも発病後の出来事であり、一件記録を精

査するも、「特別な出来事」に該当するものは認められず、仮に本件疾病発病後、自然的経過を超えて著しく悪化していたとしても、当該悪化が業務に起因していたとみることはできない。

(5) 業務以外の心理的負荷について、専門部会は、上記意見書において、要旨、「被災者は、平成〇年〇月、〇法により略式起訴され、罰金が科された。請求人及び同僚の印象では、この犯罪で摘発されたことについて、当初、一時的な気分の落ち込みがあった。」と述べている。

(6) なお、請求人らは、要旨、被災者は発達障害の傾向があり、ストレスに脆弱であったことを考慮すべきであるとも主張するが、認定基準においては、業務による心理的負荷の評価は、精神障害を発病した労働者が主観的にどう受け止めるかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるものとしており、当審査会としては、認定基準に基づいて精神障害の業務起因性の判断を検討するとの立場から、請求人らの主張を認容することはできない。

(7) 請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。